

平成24年度行政評価実施方針

平成24年度の行政評価実施方針を以下のとおり定める。

1 事務事業評価

(1) 継続事務事業の評価

【目的】 事務事業の効率的な実施と成果向上に向けた活動内容の見直しを行うとともに、施策評価における平成25年度に向けた方向性作成のための判断資料として活用する。

【対象】 平成23年度に実施した事務事業のうち、継続して平成24年度も実施するもので、次に掲げるもの以外とする。

- ・意思決定業務
- ・災害時における対応業務
- ・各課共通の内部事務
- ・その他評価になじまないもの

【手法】 別途定める評価票を用い、妥当性・必要性・効率性・有効性の観点から評価する。

【評価体制および役割】

評価者等	役 割
課 長	事務事業評価票を作成する。
政策会議	施策評価をしていくなかで、事務事業の方向性を決定する。

(2) 新規事務事業の評価

【目的】 新たに創出した事務事業の実施の可否を判断する。

【対象】 平成25年度に新規に実施予定の事務事業とする。

【手法】 別途定める事務事業評価票（新規事業用）を用い、予算査定において評価する。

2 施策評価

【目的】 第5次総合計画に掲げる施策の円滑な進行管理を行い、着実な推進を図る。

【対象】 第5次総合計画基本計画に掲げる基本施策とする。

【手法】 別途定める施策評価票を用い、平成23年度実施の事務事業の評価をもとにした基本施策の達成状況、総合計画指標の進捗状況、施策の推進に向けた現状や課題を把握した上で、構成事務事業の平成25年度の方向性や新規事業創出の必要性についての判断を行う。

【評価体制および役割】

評価者等	役 割
部 長	事務事業評価の結果を参考に、施策評価票に基づき1次評価を行う。
調整会議	1次評価の内容について2次評価を行う。
施策会議	1次評価・2次評価の内容を踏まえ、内部評価を決定する。

※ 施策評価において、複数の部、課等が関与する場合には、企画財政課の調整のもと、関係部課長等が連携し評価を行う。また、調整会議・施策会議には、必要に応じて一部事務組合関係者も参加する。

3 第三者評価

【目的】 行政による内部評価が、「市民の目線・生活者の視点」に立って行われているかを検証し、評価の透明性と多様性を高める。

【対象】 事務事業評価（必要に応じ施策評価も対象とする。）とする。

【手法】 市民、学識経験者等からなる行政評価委員会を設置し、内部評価の結果等について検証する。なお、委員の構成や具体的評価手法等については別途定める。

4 政策評価

【目的】 数値測定を中心とする総合的な評価により、第5次総合計画の円滑な進行管理を行い、着実な推進を図る。

【対象】 第5次総合計画基本計画に掲げる基本目標および施策等の一連の政策とする。

【手法】 総合計画に設定した指標の進捗状況、鯖江市政に関する市民アンケートの結果、基本施策等の達成状況および成果・課題・方向性、第三者評価等により、総合的な判断を行う。

【評価体制および役割】

評価者等	役割
政策会議	施策評価、第三者評価、市民アンケートの内容を踏まえ、評価を決定する。

5 評価の実施時期

評価の実施時期は概ね以下のとおりとする。

内 容	実施時期
事務事業評価（継続事業）	4月～5月
施策評価	5月～9月
第三者評価	10月～11月
政策評価	11月
事務事業評価（新規事業）	12月～1月

6 市民アンケートの実施

「鯖江市政に関する市民アンケート」を実施し、回答結果を行政評価における資料として活用する。

7 評価結果の公表

評価結果は、決定後速やかに公表する。